より、当該機器の情報の取扱いの適切性が影響を受けないことを確認している。		
⑫　特定社会基盤事業者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の３の５第２項第５号に規定する発電用原子炉施設の安全性を確保するための機能を有する設備又は装置であって、当該機能を確保できない場合には特定重要設備の使用を開始することができず、又は当該特定重要設備の機能を停止させ、若しくは低下させることを求められるもの及び特定重要設備の機能を停止させ、又は低下させる破壊行為の脅威に対応するために必要な設備又は装置の操作に係る情報システム（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第91条第２項第18号に規定する発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムをいう。）を設置し又は使用する場合、当該情報システムの供給者の本社等（供給者の議決権の過半数を直接又は間接に保有する者の本社等を含む。）の立地する場所の法的環境等により、当該情報システムによる当該操作の適切性が影響を受けないことを確認している。	□	
（６）特定社会基盤事業者が、特定重要設備及び構成設備の供給者や委託（再委託を含む。）の相手方に関して、我が国の外部からの影響を判断するに資する情報の提供が受けられることを契約等により担保している。また、契約締結後も当該情報について変更があった場合に、適時に情報提供を受けられることを契約等により担保している。		
⑬　特定社会基盤事業者は、委託の相手方及び再委託の相手方等の名称・所在地、役員や資本関係等、事業計画や実績、重要維持管理等の実施場所、作業に従事する者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）等に関する情報提供を受けられることを契約等により担保している。 　また、特定社会基盤事業者は、契約締結後に上記の事項について変更があった場合に、適時に情報提供を受けることを契約等により担保している。	□	

（記載上の注意）

１．それぞれの項目の措置を講じている場合には、□に印を付けること。印を付けた項目については、当該措置を講じていることを証する書類を添付すること。

２．それぞれの項目と同一の内容でない場合であっても、同等の特定妨害行為を防止するための措置が実施できていると考えられる場合には、当該措置の内容を、それぞれの項目に対応する備考の欄に記載すること。

３．①、③、④、⑤、⑧、⑨－２、⑩－２の項目の措置を講じていることを証する書類（①、③、④、⑤、⑧については再委託の相手方等に関するものに限る。）は、重要維持管理等の委託の相手方又は再委託の相手方等が経済産業大臣に直接に提出することができる。このとき、重要維持管理等の委託の相手方又は再委託の相手方等は、それぞれ特定社会基盤事業者又は重要維持管理等の委託の相手方に対し、あらかじめ、経済産業大臣に直接に提出することを報告することとし、報告を受けた重要維持管理等の委託の相手方は、特定社会基盤事業者に対し、報告を受けた旨を報告することとする。

７．備考

注　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。